

手数料一覧表

＜性能評価＞

(単位：円 非課税)

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3、第3項第四号の規定による)

性能分野	区分	評価の内容	手数料	
構造安全 性能Ⅰ	建築物	Ⅰ. 建築基準法第20条第1項第一号の認定(第二号口、第三号口、及び第四号口を含む。)の認定に係る評価		
		・床面積の合計が500㎡以内のもの	1,020,000円	
		・床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	1,150,000円	
		・床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,600,000円	
		・床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,690,000円	
		・床面積の合計が50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	2,260,000円	
		・床面積の合計が100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,590,000円	
		・床面積の合計が200,000㎡を超えるもの	3,240,000円	
		工作物	Ⅱ. 建築基準法施行令第139条第1項第三号又は第四号口(これらの規定を令第140条第2項、令第141条第2項又は令第143条第2項において準用する場合を含む。)並びに令第144条第1項第一号口又はハ(2)の認定に係る評価	1,150,000円
		軽微な変更 (建築物)	Ⅲ. 既に構造方法等の認定(Ⅰ.に係る認定)を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定に係る評価	上記手数料額の1/3 (千円未満の端数切捨て)
	軽微な変更 (工作物)	Ⅳ. 既に構造方法等の認定(Ⅱ.に係る認定)を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定に係る評価	上記手数料額の1/10 (千円未満の端数切捨て)	
構造安全 性能Ⅱ	木造軸組 耐力壁	Ⅰ. 建築基準法施行令第45条第1項及び第2項並びに第46条第4項の認定に係る評価	2,700,000円	
	枠組壁工法 耐力壁	Ⅱ. 建築基準法施行規則第8条の3の認定に係る評価	2,700,000円	

(備考) 建築基準法第20条第1項第一号の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

以上